

北区指定管理者制度ガイドライン

平成22年3月31日改訂
第2次北区経営改革本部

地方自治法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）が平成15年9月2日に施行され、公の施設に関する管理委託制度が廃止されるとともに指定管理者制度が導入されました。

これにより、一部改正法による改正前の地方自治法の管理委託制度を採用している公の施設については、指定管理者を置くか区が直営で管理を行うかの判断をし、指定管理者を置くとした場合は、設置条例を改正して指定管理者による管理の代行を開始することになりました。

また、新たに公の施設の管理を外部委託する場合は、指定管理者制度を適用します。

このガイドラインは、北区が指定管理者制度を活用していく上での現時点での指針として提供するものです。他都市の取り組み、国内の公共サービスの担い手の多様化など状況の変化に対応し、必要に応じて見直すこととします。

改正前

管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等）
- ・公共団体（土地改良区等）
- ・公共的団体（農協、生協、自治会等）



改正後

指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。
- ・指定管理者も、使用の許可を行うことができるものとする。

例えば 地方公共団体が設置する文化センターの管理を、株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。

PFI事業で建設した施設について、PFI事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能に。

目 次

.指定管理者制度の概要	1
1. 制度の趣旨	1
2. 制度の概要	1
3. 類似制度との比較	2
4. 指定管理者に対する監査委員の権限	4
.指定管理者制度の活用に関する基本的考え方	5
5. 指定管理者の指定手続きの流れ	5
6. 制度を導入するかどうか？	6
7. 指定管理者候補者の公募	6
8. 公の施設の設置目的などに応じた工夫をこらす	10
9. 指定管理者に統一的に要請をすべきこと	10
10. 指定期間	10
.候補者の選定前の手続き	11
11. 評価指標の整備	11
.候補者の選定	12
12. 指定管理者候補者選定委員会	12
.候補者の選定後の手続き	14
13. 協定の締結	14
14. モニタリング	15

I. 指定管理者制度の概要

1. 制度の趣旨

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。(平成 15 年 7 月 17 日付総行第 87 号総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」)

2. 制度の概要

- (1) 条例で定める事項(地方自治法(以下「法」という。)第 244 条の 2 第 4 項、総務省自治行政局長通知)

指定管理者の指定の手續……申請の方法や選定基準等。選定する際の基準としては次のような事項を定めておくことが望ましい。

ア. 住民の平等利用が確保されること。

イ. 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

指定管理者が行う管理の基準……住民が当該公の施設を利用するにあたっての基本的な条件のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項

指定管理者が行う業務の範囲……指定管理者が行う管理の業務の具体的範囲

- (2) 指定にあたっての議決(法第 244 条の 2 第 6 項、総務省自治行政局長通知)

指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。議決すべき事項は、次のとおりである。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

指定管理者となる団体の名称

指定期間

- (3) 指定管理者に行わせることができない事項(総務省自治行政局長通知)

使用料の強制徴収(法第 231 条の 3)

不服申立てに対する決定(法第 244 条の 4)

行政財産の目的外使用許可(法第 238 条の 4 第 4 項)

3. 類似制度との比較

出典：『指定管理者制度ハンドブック』（編著地域協働型マネジメント研究会、平成16年10月、発行榊ぎょうせい）

(1) 従来の管理委託、業務委託との比較

	管理委託	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定	限定なし 議員、長についての禁止規定あり	法人その他の団体 法人格は必要ではない
法的性格	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」 指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定管理者に委任
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する 「管理の基準」 「業務の範囲」は条例で定める
施設の使用許可	受託者はできない	同左	指定管理者は行うことができる
基本的な利用条件の設定	受託者はできない	同左	条例で定めることを要し、指定管理者はできない
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者はできない	同左	指定管理者はできない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	同左	同左
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる	同左	同左
利用料金制度	採用可	採用不可	採用可

(2) PFI 事業との比較

	PFI 事業	指定管理者制度
趣旨	民間の資金・経営能力・技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する。	公の施設に関わる管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減を図る。
法律	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月制定）	地方自治法（平成 15 年 6 月改正）
事業主体	国・地方公共団体・独立行政法人等の公共法人	地方公共団体
管理主体	民間事業者	法人その他の団体
選定	公募方式等	公募方式
議決	債務負担行為、事業権契約	公の施設設置条例、管理者の指定、債務負担行為
対象	公共施設・公用施設・公益的施設等	公の施設

【参考】PFI 事業の「5つの原則と3つの主義」

出典：平成 12 年 3 月 13 日 総理府告示第 11 号「PFI 基本方針」

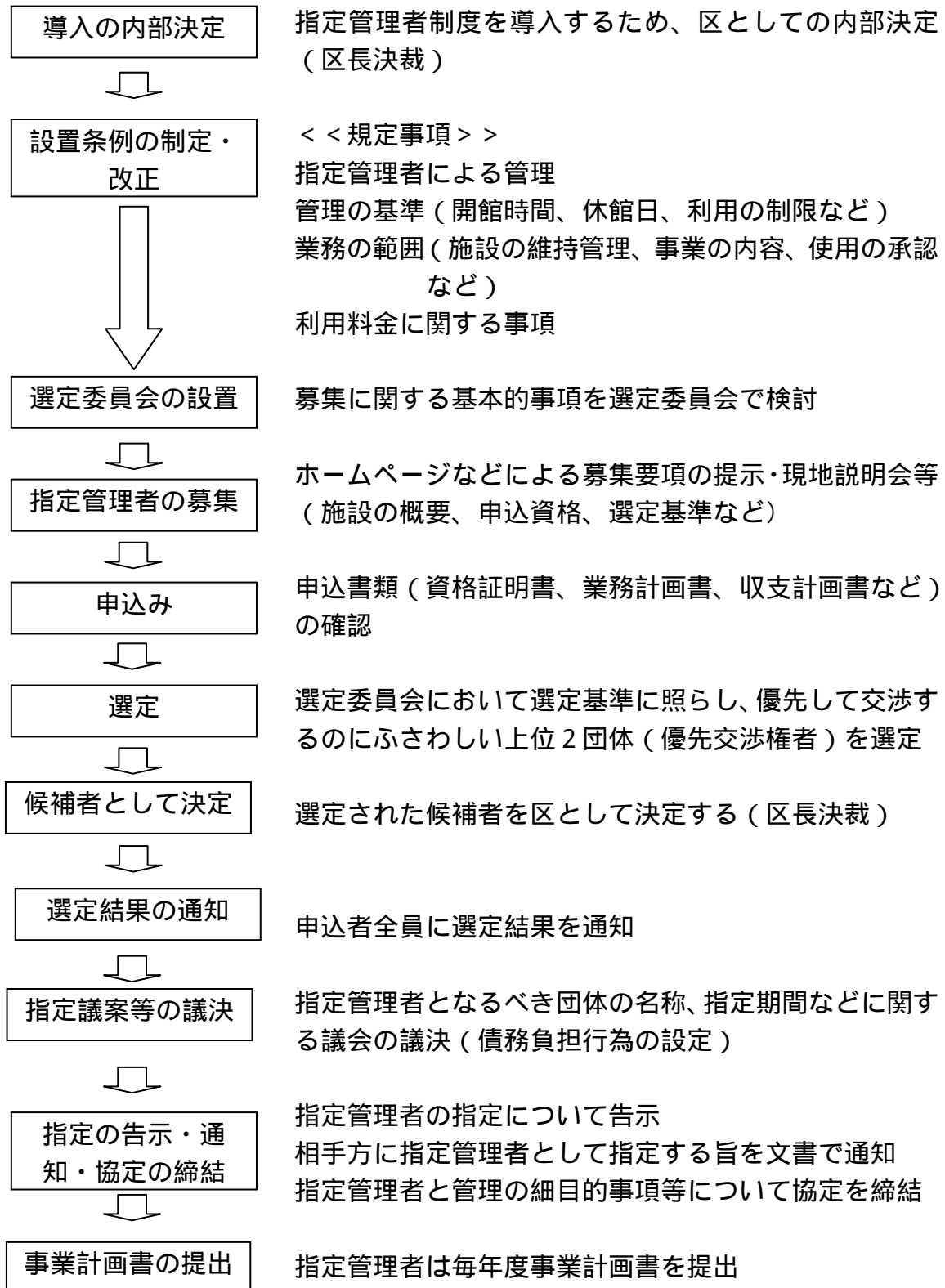
- ・ 5つの原則： 公共性の原則、 民間経営資源活用の原則、 効率性の原則、 公平性の原則、 透明性の原則
- ・ 3つの主義： 客観主義、 契約主義、 独立主義

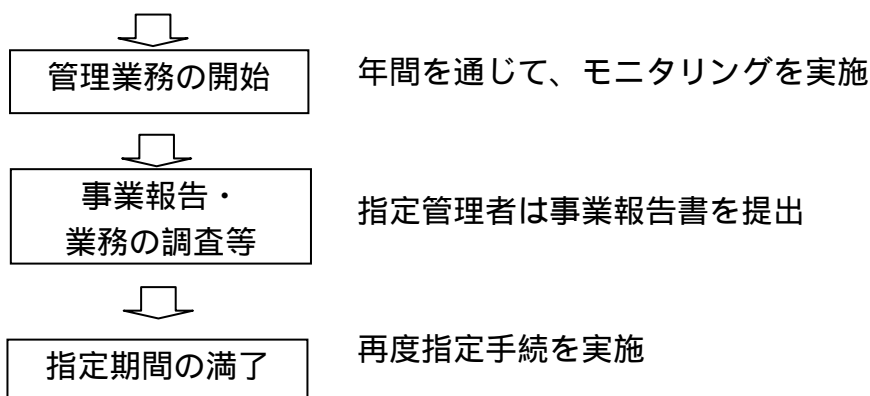
4. 指定管理者に対する監査委員の権限

自治法条項	監査	内容
第 75 条	事務監査請求	指定管理者には、事務監査請求の権限は及ばない。（管理受託者の場合も同様）
第 199 条 第 7 項	監査委員の監査、長からの要求による監査	監査委員は、必要があると認めるとき、又は区長の要求があるときは、区の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理の代行に係るものを監査することができる。
第 199 条 第 8 項	監査委員の権限（関係人の調査等）	監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
第 242 条	住民監査請求	指定管理者に対する区の公金の支出や財産の管理が違法不当に行われていると認められる場合は、区民は監査委員に対して、監査を請求することができる。（管理受託者の場合も同様）
第 242 条の 2	住民訴訟	区民は、第 242 条の住民監査請求の結果に不服がある場合、裁判所に対して訴えをもって違法な行為等の差し止めの請求等を行うことができる。

Ⅱ. 指定管理者制度の活用に関する基本的考え方

5. 指定管理者の指定手続きの流れ（公募の場合）





6. 制度を導入するかどうか？

- (1) 各部署は政策経営部と協議のうえ、指定管理者制度を導入する公の施設を決定し、区長決裁をもって、区としての正式な意思決定とする。区長（各部署）は、指定管理者制度の導入を決定した公の施設について、当該公の施設の設置条例の制定・改正を区議会に提案する。可決された場合は、政策経営部が、指定管理者制度導入の対象施設として区のホームページで統一的に速やかに公表する。
- (2) 個別法により管理者が区に限定されている公の施設を除き、サービスの向上あるいはコストの削減が明らかに見込める場合は、指定管理者制度を導入する。検討にあたっては、「北区外部化ガイドライン」（平成15年12月）を参考にする。
 なお、指定管理者制度を導入しない場合は直営となる。直営には業務委託が含まれる。
- (3) 指定管理者制度導入の是非を検討する際は、以下の点に留意する。
 区民主体の管理運営をめざす施設で、現時点で指定管理者制度を導入すると、活動基盤が必ずしも強固ではない団体に管理運営を委ねることになる場合は、直営とすることができる。
 政策的見地から区が管理運営を行うべきと認められる施設については、直営とすることができる。
 民間事業者等の十分な供給体制、健全な競争状態が成立しているとは認められない施設については、当面、直営とすることができる。

7. 指定管理者候補者の公募

- (1) 指定管理者の候補者は公募する。【公募原則】
 ただし、以下の場合、特定の団体を候補者とすることができる。
 - ・ PFI事業者を指定管理者の候補者とする場合
 - ・ 既指定管理者から継続受託の申し入れがあり、引き続きその団体を指

定管理者とすることに妥当性が認められる場合

- ・ 自転車等駐車場が追加新設され、既指定管理者から追加受託の申し入れがあり、引き続きその団体を指定管理者とすることに妥当性が認められる場合（12 指定管理者候補者選定委員会の項参照）
- ・ 現在の指定管理者が管理不能となった場合など、緊急に後継の指定管理者を指定しなければならない場合
- ・ その他、特定の団体を指定管理者の候補者とすることが特に必要と認められる場合

(2)指定管理者の候補者は制限を設けず公募する。【無制限公募原則】

ただし、地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）及び第 180 条の 5 第 6 項（委員会及び委員の兼業禁止）に定められた兼業禁止規定の趣旨を踏まえることとする。

また、以下の場合、応募者の資格等に条件を設けることができる。

- ・ 法令等で公の施設の管理運営の主体について、特別な制限が設けられている場合
- ・ 応募者の資格等に条件を設けることが、施設の性格及び設置目的に照らし、特に必要と認められる場合

(3)公募の単位

個々の施設ごとに公募を行うことを原則とする。ただし、次の場合においては複数の施設を一括して公募を行い、同一の団体を指定管理者として選定することが可能である。

同種の複数の施設について個々の施設ごとに指定を行おうとすれば、採算上の理由から申請者がないと想定される施設がある場合等、同一の団体が一括して管理を行うことが合理的である場合

同一の建物・敷地内に複数の施設が設置されている場合で、相互の施設の連携により一体的な運営を行うことが求められる場合

(4)同時複数応募の原則禁止

同時に、同種複数の施設を個々に公募する場合、原則として、団体は一の施設に対してのみ応募できるものとする。

(5)共同事業体（コンソーシアム）

複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、業務の安定的推進に共同してあたる、共同事業体（コンソーシアム）で応募することができるものとする。その場合、次の点に留意すること。

共同事業体の名称、代表団体が定められ、構成表、委任状、各団体の

役割と責任が明確に記載された共同事業体協定書（写）の提出があること。

単独で応募した団体が他の共同事業体応募の構成員になること及び共同事業体応募の構成員が他の共同事業体応募の構成員になることはできないこと。

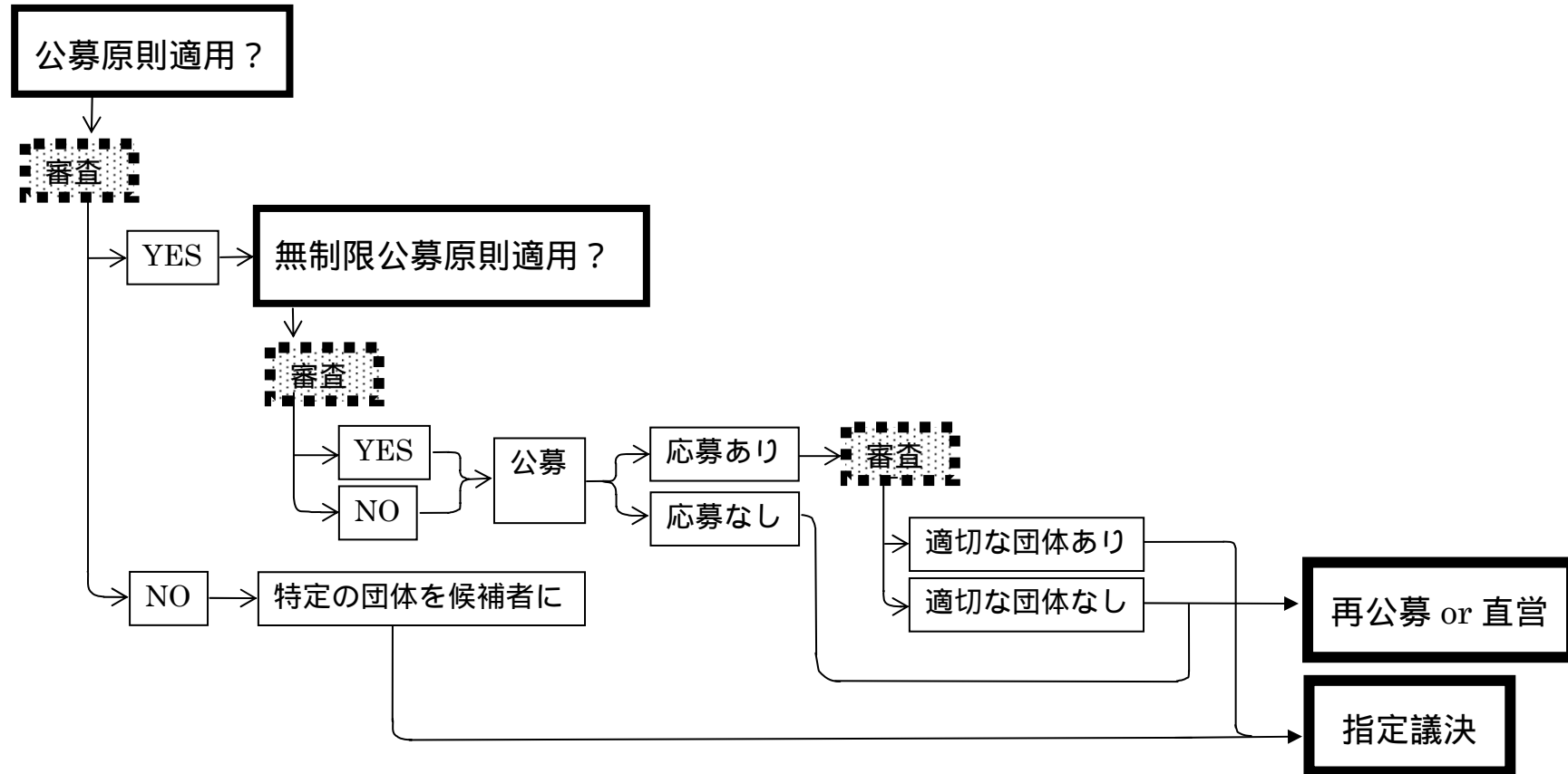
区との協定に関する責任は、構成員の全てが負うこと。

代表団体は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより定められた共同格付（等級）において、他の構成員に対し同等以上の格付を有しているものであること（種目は問わない）。

事業者育成の観点に基づき、区内事業者が代表団体の場合は施設の管理に係る主要な業務を担うものであること。

指定期間において、代表団体が破産又は解散した場合は、協定に基づき指定を取り消すものとする。

【候補者選定フローチャート】



「NO」の場合は、条件付き公募（例えば、都内社会福祉法人を対象に公募を行うようなケース）

8. 公の施設の設置目的などに応じた工夫をこらす

(1)利用料金制（法第 244 条の 2 第 8 項）の活用

施設の性格及び設置目的を踏まえ、指定管理者の自主的な経営努力の発揮、地方公共団体と指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から、利用料金制の採用を検討する。

(2)PFI 手法との併用

新たな施設建設または既存施設の改築にあたっては、開設後の管理運営も含めて PFI 事業者を指定管理者に指定する方法、などを検討して、最善の方法を選択する。

施設の大規模改修などを含めて管理を委ねた方がより効率的な場合も、PFI 手法の活用を検討する。

PFI 手法は導入可能性調査の実施を経て導入の是非を決定するなど、手続きに時間を要する手法である。したがって、PFI 手法と指定管理者制度を併用する可能性がある場合は、十分に早い段階から検討を開始することが必要である。

9. 指定管理者に統一的に要請をすべきこと

- (1)区民に対しコンプライアンス（法令等の遵守）の姿勢を明確に示すこと。
- (2)従前従事していた者の雇用に配慮すること。
- (3)地域産業の活性化及び北区民の雇用拡大に貢献すること。
- (4)障害者の雇用拡大に配慮すること。

10.指定期間（法第 244 条の 2 第 5 項）

- (1)原則として指定期間は 3 ～ 5 年とする。
- (2)指定管理者を公募する場合、1 回目の公募については、当初の応募状況や管理状況を検証するため 2 年間とするなど、指定期間を短縮することを検討することとする。
- (3)PFI 事業者を指定管理者に指定する場合は、PFI の期間と指定期間を同じ期間とする。

Ⅲ.候補者の選定前の手続き

11.評価指標の整備

- (1)公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入するのに先立ち、公の施設を所掌する課は当該公の施設の管理運営に関する指標と要求水準を作成しなければならない。
- (2)指標には、次の機能が求められる。
 - 指定管理者の候補者を選定する際の基準
 - 指定管理者に対するモニタリング（監視）の基準
- (3)指定管理者の候補者を選定する際の基準には、一般的に、以下のような視点が必要である。
 - 団体運営におけるコンプライアンス（法令等の遵守）状況
 - 団体運営の透明性・公平性
 - 団体の安定性・継続性
 - 運営実績
 - 効率的運営、効率化への取り組み
 - 受託事業に対する意欲・熱意
 - 施設管理の安全性への配慮
 - 利用者への対応
 - 従事者の育成
 - 団体の理念・姿勢
 - 業務の範囲に事業の実施を含める場合は事業の独創性・自主事業の提案
- (4)指定管理者に対するモニタリング（監視）の基準は、以下の要件を満たすように設定することが望ましい。
 - 体系的な複数の測定可能・記録可能な指標で構成する。
 - 施設利用者などの満足度を指標の一つとする。
 - 全体として、サービスの向上及びコストの削減の状況を測定できる。
 - 複数の指標の値を総合判定するための計算式あるいは重みづけの基準を設ける。
 - 指標のデータを取得するために、過度の負担がかからない。
 - 計測できないような場合であっても、指定管理者等が何をもって要求水準を満たすと判断するかについて、具体的に示す。

IV.候補者の選定

12.指定管理者候補者選定委員会

(1)役割

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定管理者の候補者選定に係る〔公募原則〕と〔無制限公募原則〕の適用の是非を審査する。

〔公募原則〕を適用する場合は、あらかじめ定めた点数表に基づき応募者をランク付けし、指定管理者として優先して交渉するのに相応しい上位2団体（優先交渉権者）を選定する。なお、指定管理者の候補者に応募した団体が1団体であっても、その団体が指定管理者として相応しいかどうかを審査する。

選定委員会の検討結果は、区長決裁をもって区的意思決定とする。

(2)体制

当面、3つの選定委員会を設置する。

経営改革担当課は、3つの事務局の支援を行う。また、指定管理者を公募する公の施設について、区民による起業やNPO法人・民間事業者等の参入を促進するため、当該施設の情報を含め、対外的な情報提供の窓口を担当する。

(3)構成員

選定委員会の構成員は、選定の透明性・有効性・公平性及び不正行為の防止などを考慮して、区長決裁をもって決定する。

申請団体の利害関係者を構成員としてはならない。

選定委員会の構成員が、指定管理者の候補者の選定手続につき利害を有すると認められる場合は、当該施設の指定管理者の候補者を選定する審査に参加することはできない。

構成員は、庁内の複数の部局の部長3人以上及び外部有識者2人以上とする。

ア. 複数の部局にまたがる複合施設を統一的に管理する指定管理者の候補者を選定する場合は、関係部で協議の上、担当する選定委員会を決定し、関係部長すべてを構成員とする。

イ. 外部有識者は、税理士や公認会計士など財務に関する専門知識を有する者及び民間の類似施設の経営者や学識経験者など当該事業運営に係る専門知識・経験を有する者とする。

自転車等駐車場が追加新設され、既指定管理者をその施設の指定管理者

に指定しようとする場合は、構成員を庁内の部課長5人以上とする選定委員会を設置することができる。

(4)運営等

選定委員会は、指定管理者制度導入についての公の施設の設置等条例の改正後に設置し、指定管理者の候補者の選定方法（〔公募原則〕と〔無制限原則〕の適用の是非など）を審査するとき及び指定管理者の候補者を選定するときに開催する。

選定後は、選定結果を応募者全員に通知する。

選定委員会は、応募者の経営上の秘密等に関する情報も含めた審査を行うため、非公開とする。

選定委員会においては、社名等を「A社」などに置き換えて審査にあたる。このため、応募書類（正本を除く）は社名等を伏せる様式とする。選定に関する透明性を確保するため、選定経過の記録を保存する。

選定委員会の経過を、状況に応じ区議会の所管委員会へ随時報告する。

(5)審査

選定委員会にて定めた審査方法を、公募時に公表する。審査項目は、下記の項目を中心に施設目的に応じ設定する。

施設運営の基本理念、施設運営計画、施設管理計画

収支計画、団体の経営状況や能力

自主事業提案、事業実績（現在の指定管理者が申請する場合は、モニタリング評価を含む）

また、書類審査、プレゼンテーション審査を通じ、団体のコンプライアンス（法令等の遵守）対応について確認、審査する。

(6)区内事業者への配慮

地域の経済活性化や雇用促進を図るため、公募、もしくは審査の段階で、施設（事業）規模に応じ、区内事業者に対し次の配慮を行う。なお、社会福祉施設、区外施設を対象とする選定においては、配慮は行わない。

また、共同事業者（コンソーシアム）については、代表団体の本社が区内にある場合のみ配慮する。

施設規模が1億円を下回る場合

区内に本店がある事業者のみ応募できるものとする。

施設規模が1億円～3億円の場合

審査において、区内に本店がある事業者に、10%加点する。

施設規模が3億円を上回る場合

審査において、区内に本店がある事業者に、5%加点する。

V. 候補者の選定後の手続き

13. 協定の締結

- (1) 区は指定議決後指定管理者と、条例規定事項以外の詳細について協定書を取り交わす。
- (2) 協定書は、指定期間全体を対象とする基本協定書と、1年単位の協定書に分割することができるが、原則として基本協定のみとする。
- (3) 協定書の作成にあたっては、「北区外部化ガイドライン」(平成15年12月)の「7.外部化の罣と対処法」を参照する。特に「ノウハウ喪失」「情報の漏洩」「突発事故発生などの危機に対する責任やリスク分担」については、指定管理者と協議のうえ、協議結果を成文化する。
- (4) 選定時に事業者から提案があった項目のうち、区が取り入れようとする項目(自主事業を含む)に関しては、その旨を協定書または仕様書に記載する。
- (5) 協定書に記載する事項を例示すると、下記のとおりである。

事業、管理業務の実施内容に関する具体的事項

- ア. 使用申請の受付、承認、承認取消し
- イ. 利用料金の決定、徴収
- ウ. 利用者の指導及び調整
- エ. 施設・設備・備品等の点検、管理及び補修
- オ. 施設内の物品の所有権

遵守事項

- ア. 法令、条例、規則、協定
- イ. 個人情報の保護に関する事項
- ウ. 情報公開に関する事項
- エ. 情報セキュリティポリシーに関する事項
- オ. 苦情処理に関する事項
- カ. 公益通報制度(内部通報)に関する事項
- キ. マニュアルの整備に関する事項
- 指定期間及び指定期間の終了に伴う引継などに関する事項
- 区が支払うべき指定管理料に関する事項(積算の要否、積算方法等)
- 事業計画、事業報告に関する事項
- 業務報告の提出などモニタリングに関する事項
- 役員、構成員の変更等の届出等に関する事項
- 事故への対応(緊急時の区への連絡等)、損害の賠償などリスクマネジメントに関する事項
- ア. リスク分担に関する事項

- イ. 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
- ウ. 指定管理者と区との間に生じた損害賠償に関する事項
 - 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項（引継義務を課す）
 - 協定書に記載していない事項に関する協議に関する事項
 - その他区長が必要と認める事項

14. モニタリング（法第 244 条の 2 第 7.10.11 項）

(1) 基本的考え方

モニタリングとは、指定管理者による公の施設の管理運営に関し、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかどうか、サービスの安定的継続的提供が可能な状態にあるかどうかを監視することである。モニタリングの対象・実施者・手法などについて、必要十分なモニタリングの枠組みをあらかじめ設計し、協定で明確にしておくことが必要である。協定に基づく報告以外の報告を、過度に指定管理者に求めることは避けねばならない。

適正な水準のサービスの継続的提供を確保することこそが、区の公的責任である。したがって、サービス提供が必ずしも適切に行われていない場合は、問題の修復の可能性があり事業を継続することが合理的であるならば、その修復を図り履行を促すことを優先する。その意味から、指定の解除は最後の手段と位置づける。

(2) モニタリングの実施方法

指定管理者に管理の代行をさせている施設の担当者を所管課内で定め、連絡体制を整備し、担当者を中心としてモニタリングを進める。

モニタリングそのものは、データ収集とデータ評価で構成されるが、要求水準を満たしていない場合には、速やかに改善措置を執ることが必要である。

データ収集について

- ア. 設置者である区が自ら実施しなければならない、ということはない。
 - データ収集者としては、指定管理者・受益者・専門機関など、多様な主体が想定される。
- イ. 収集したデータが区に集中される体制を確立し、速やかに必要な改善措置を採れるようにしておかなければならない。
- ウ. データ収集の手法は業務報告書を基本として、実地確認・測定機器による計測・サンプルの抽出による検査・現場での抜き打ち検査・サービスの受益者からの苦情等の連絡・顧客満足度調査など、多様な手法を採用することが可能である。

エ. 実施の頻度は、毎日・定期実施・随時抜き打ちなどが考えられる。

オ. モニタリングの枠組みの設計にあたっては、個々のサービスの重要度・モニタリングそのものの費用対効果にも考慮して、核となる手法と補完的手法を設けるなど、複数の手法を組み合わせた具体的な手法を適切に定めることが必要である。

データ評価については、設置者である区が自ら行うべきである。具体的には、当該公の施設のモニタリングについて職員による専管組織を設置するなどにより、適宜適切に評価を行うとともに必要な改善措置を採らなければならない。

改善措置については、不適切な状態を点数化（ペナルティポイント）して、区の関与の度合いを段階的に強化することが、公共サービスの継続的提供の観点から有効であると考えられる。

（例）一定の改善期間を設定した履行体制の強化 業務の一部停止
（指定管理料の支払い保留、指定管理料の減額） 指定取り
消し。

(3)財務に関するモニタリング

指定管理者が安定的継続的に当該公の施設の管理運営を代行できる状況にあるかどうかを確認するためには、財務状況の点検が必要である。具体的には、指定管理者から提出される財務諸表について、安定的継続的な管理運営の代行を阻害するおそれのある事象あるいは原因がないか確認する。

(4)その他

区主体のモニタリングと並行して福祉サービス第三者評価制度を活用する。指定期間5年のうち、2年目と4年目に実施する。

情報共有を簡易迅速に行うため、フォーマットを電子化することが有効である。

改善提案や効率化提案などの情報交換を目的とした協議を行うことも有効である。

北区指定管理者制度ガイドライン

平成22年3月改訂

刊行物登録番号 21-1-156

編集・発行

北区政策経営部経営改革担当課

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

TEL 03(3908)9334(ダイヤルイン)